

平成31年度猪名川町ホームページ広告掲載取扱仕様書

この仕様書は、猪名川町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものです。

1 広告の種類及び範囲

ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとします。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか町のホームページに掲載する広告として町長が適当でないと認めるもの

2 広告の規格及び掲載位置

- ・ 広告の規格（1 枠）は、次のとおりとします。
 - (1) 天地40ピクセル
 - (2) 左右100ピクセル
 - (3) 1メガバイト以内
 - (4) GIF形式等
- ・ 広告は静止画とし、アニメーションGIFを使用したもの、ループ等の動画を使用不可。
- ・ 広告の掲載位置は、変動する場合があります。
- ・ 広告枠は合計24枠までとします

3 掲載料金

- ・ 広告の掲載料金は、1 枠当たり月額3,000円とします。
- ・ なお、6 か月以上継続掲載の場合は3%の割引きを、12 か月継続掲載の場合は5%の割引きを行います。また、年度内（4月～3月）での継続割引となるため、年度を越えての割引きはできません。

4 広告の掲載期間

- ・ 広告の掲載期間は、1 月単位です。

- ・ 広告の掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとします。

5 掲載申込

- ・ 広告を掲載したい場合は、猪名川町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告案（G I F形式等）を添えて担当まで提出してください。

6 掲載の募集

- ・ 広告の募集は、猪名川町ホームページ及び広報いながわなどにより随時行います。

7 掲載決定等

- ・ 申込書の提出後、広報担当課にて広告の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、猪名川町ホームページ広告掲載許可（不許可）決定通知書により申込者に通知します。
- ・ 広告掲載可否の決定は、申込者が多数の場合は、先着順とします。
- ・ 広報担当課にて審査を行った際に、広告案に修正の必要があるときは、修正したものを再度提出してください。

8 掲載料金の納入

申込者は掲載決定後、町の発行する納付書により指定日までに掲載料金を納入してください。

9 広告案の作成

広告案は、町が指定する方法により申込者の負担で作成し、電子記録媒体又は電子メール（アドレスは下記参照）により提出してください。

10 申込者の責任

広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとします。

11 掲載料金の還付

広告掲載料金は還付しません。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではありません。

12 掲載の取消し

次の場合は、広告の掲載を取り消すことができることとします。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合

- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

1 3 申込・問合せ先

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1-1 猪名川町企画総務部企画財政課秘書広報室 播本、西田
TEL 072-766-8707 FAX 072-766-8902
メール koho@town.inagawa.lg.jp
URL <http://www.town.inagawa.lg.jp/>

<参考>

猪名川町ホームページ広告掲載基準

平成31年度猪名川町ホームページ有料バナー広告仕様書に規定するホームページに掲載する広告として適当でないとするものは、次のものをいうものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 興信所等の広告
- (8) 風俗営業の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) その他町長が掲載を不相当と認める広告